

# 參考資料





# 評価項目及び加点方法の事例

## (事例1) A市

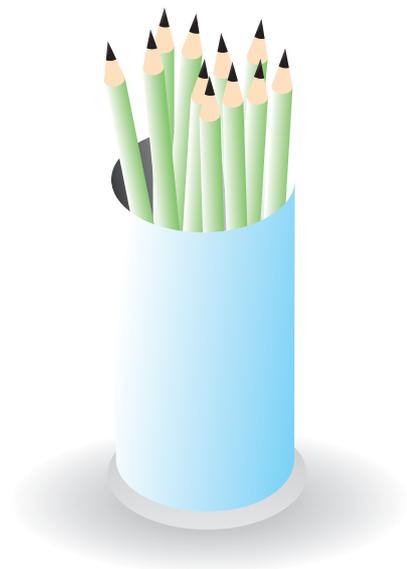
### a) 概要

工事内容に関する評価項目と社会性を評価する評価項目を幅広く評価している。

### b) 発注者別評価点の評価項目・加点状況

発注者別評価点活用の対象業種		土木一式、建築一式、電気、管、造園、その他専門工事。																					
発注者別評価点の対象者		管内業者のみを対象としている。																					
発注者別評価点の評価項目		具体的内容	加点(減点)状況																				
【工事の内容に関連がある評価項目】	工事成績	審査基準日から過去4年間に市から評価を受けた業種ごとの工事成績評定点の平均値に基づき次の点数を付与する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>成績評定平均点</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85点以上</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>80点以上 85点未満</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>78点以上 80点未満</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>75点以上 78点未満</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>70点以上 75点未満</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>67点以上 70点未満</td> <td>-20</td> </tr> <tr> <td>65点以上 67点未満</td> <td>-30</td> </tr> <tr> <td>65点未満</td> <td>-50</td> </tr> <tr> <td>受注工事なし</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	成績評定平均点	点数	85点以上	50	80点以上 85点未満	30	78点以上 80点未満	15	75点以上 78点未満	5	70点以上 75点未満	0	67点以上 70点未満	-20	65点以上 67点未満	-30	65点未満	-50	受注工事なし	0	-50点~50点
	成績評定平均点	点数																					
	85点以上	50																					
	80点以上 85点未満	30																					
78点以上 80点未満	15																						
75点以上 78点未満	5																						
70点以上 75点未満	0																						
67点以上 70点未満	-20																						
65点以上 67点未満	-30																						
65点未満	-50																						
受注工事なし	0																						
技術力	監理技術者又は主任技術者の人数に応じて加点する。 ①監理技術者 ②主任技術者	①人数×2点(40点上限) ②人数×1点(20点上限)																					
表彰	審査基準日から過去2年間に優良建設工事の表彰を受けた場合に加点する。	20点																					
ISO9001	ISO9000シリーズの認証取得の場合に加点する。	15点																					
【地域貢献や社会性を評価する評価項目】	社会貢献	①市と防災協定を締結している場合に加点する。 ②市と除排雪委託契約を締結している場合に加点する。	①10点 ②10点																				
	不正行為	過去2年間の指名停止期間に応じて減点する。 ①3ヶ月未満 (-10点) ②3ヶ月以上 6ヶ月未満 (-20点) ③6ヶ月以上 12ヶ月未満 (-30点) ④12ヶ月以上 (-50点)	-50点~-10点																				
	雇用対策	障害者雇用 障害者を法定雇用率に相当する人数を超えて常時雇用している場合に加点する。	10点																				

発注者別評価点の評価項目		具体的内容	加点(減点)状況
	環境対策	①ISO14001の認証取得の場合に加点する。 ②環境評価活動プログラム又はエコアクション21を認証・登録の場合に加点する(ISO14001と重複加算なし)。	①15点 ②5点
	その他	①子育てにやさしい企業認証の取得の場合に加点する。 ②次世代育成支援一般事業主行動計画の届出の場合に加点する。(300人以下の企業に限る)(子育てにやさしい企業認証の取得と重複加算なし)	①10点 ②5点
発注者別評価点の合計 (各評価項目の最大値の合算値)			200点
総合点	総合点 (計算上の最大値)		2,125点
	(内訳)発注者別評価点		200点
	(内訳)客観点		1,925点
	総合点における発注者別評価点の割合		9.4%
	総合点 (実績最大値)		1,494点
	(内訳)発注者別評価点		145点
	(内訳)客観点		1,349点
	総合点における発注者別評価点の割合		9.7%
	総合点の算出方法	発注者別評価点と客観点を単純に加算している。	



## (事例2) B市

### a) 概要

発注者別評価点のウエイトが比較的高い（実績ベースで約20%）。工事成績のみならず工事实績も勘案するほか、社会貢献についてきめ細かい項目を設けて発注者別評価を行っている。

### b) 発注者別評価点の評価項目・加点状況

発注者別評価点活用の対象業種		土木一式、建築一式、舗装、電気、管、水道設備、機械設備、塗装、造園。																										
発注者別評価点の対象者		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている。																										
発注者別評価点の評価項目		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>具体的内容</th> <th>加点(減点)状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">【工事の内容に関連がある評価項目】</td> <td>工事成績</td> <td>市が発注する請負工事の工事成績評定点から成績評定基準点(70点)を減じて得た点数を付与する。</td> <td>0点～50点 (請負金額に基づく点数との合計で50点上限)</td> </tr> <tr> <td>工事实績</td> <td>工事成績評定対象工事の請負金額を1,000万円を除いて得た点数を付与する(1点未満は切り捨て)。</td> <td>0点～50点 (工事成績に基づく点数との合計で50点上限)</td> </tr> <tr> <td>表彰</td> <td>過去2カ年度において市優良施工事業者表彰を受けた場合に加点する。</td> <td>10点～20点</td> </tr> <tr> <td>ISO9001</td> <td>ISO9000シリーズの認証取得の場合に加点する。</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">【地域貢献や社会性を評価する評価項目】</td> <td>社会貢献</td> <td>           ①申請年度に市の除雪業務を請け負っている場合に5点加点する。            ②下記項目に当てはまる場合はさらに加点する。            イ)申請年度の前年度に除雪業務を請け負っている。(5点加点)            ロ)2ヶ年継続し歩道の除雪業務を受託している。(5点加点)            ハ)2ヶ年継続し3台以上の除雪大型車両の出動がある。(5点加点)            ③公営住宅、学校、上下水道関係の夜間休日修繕等当番業務を申請の前年度、前々年度の2ヶ年継続して実施した場合に加点する。(公営住宅、学校、上水道、下水道で各5点加点)         </td> <td>           ①5点            ②5点～20点            ③5点～20点         </td> </tr> <tr> <td>雇用対策</td> <td>           ①障害者雇用            障害者の雇用の促進等に関する法律に定められた法定雇用障害者数を超過し障害者を雇用している場合に超過分1人につき5点加点する。            ②育児休業制度            育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律により義務付けられた範囲を超える育児休業制度を導入している場合に加点する。         </td> <td>           ①人数×5点            (但し、重度障害者の場合は1人の雇用につき2人として計算する。)            ②5点         </td> </tr> <tr> <td>ISO14001</td> <td>ISO14001の認証取得の場合に加点する。</td> <td>5点</td> </tr> </tbody> </table>		具体的内容	加点(減点)状況	【工事の内容に関連がある評価項目】	工事成績	市が発注する請負工事の工事成績評定点から成績評定基準点(70点)を減じて得た点数を付与する。	0点～50点 (請負金額に基づく点数との合計で50点上限)	工事实績	工事成績評定対象工事の請負金額を1,000万円を除いて得た点数を付与する(1点未満は切り捨て)。	0点～50点 (工事成績に基づく点数との合計で50点上限)	表彰	過去2カ年度において市優良施工事業者表彰を受けた場合に加点する。	10点～20点	ISO9001	ISO9000シリーズの認証取得の場合に加点する。	5点	【地域貢献や社会性を評価する評価項目】	社会貢献	①申請年度に市の除雪業務を請け負っている場合に5点加点する。 ②下記項目に当てはまる場合はさらに加点する。 イ)申請年度の前年度に除雪業務を請け負っている。(5点加点) ロ)2ヶ年継続し歩道の除雪業務を受託している。(5点加点) ハ)2ヶ年継続し3台以上の除雪大型車両の出動がある。(5点加点) ③公営住宅、学校、上下水道関係の夜間休日修繕等当番業務を申請の前年度、前々年度の2ヶ年継続して実施した場合に加点する。(公営住宅、学校、上水道、下水道で各5点加点)	①5点 ②5点～20点 ③5点～20点	雇用対策	①障害者雇用 障害者の雇用の促進等に関する法律に定められた法定雇用障害者数を超過し障害者を雇用している場合に超過分1人につき5点加点する。 ②育児休業制度 育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律により義務付けられた範囲を超える育児休業制度を導入している場合に加点する。	①人数×5点 (但し、重度障害者の場合は1人の雇用につき2人として計算する。) ②5点	ISO14001	ISO14001の認証取得の場合に加点する。	5点
	具体的内容	加点(減点)状況																										
【工事の内容に関連がある評価項目】	工事成績	市が発注する請負工事の工事成績評定点から成績評定基準点(70点)を減じて得た点数を付与する。	0点～50点 (請負金額に基づく点数との合計で50点上限)																									
	工事实績	工事成績評定対象工事の請負金額を1,000万円を除いて得た点数を付与する(1点未満は切り捨て)。	0点～50点 (工事成績に基づく点数との合計で50点上限)																									
	表彰	過去2カ年度において市優良施工事業者表彰を受けた場合に加点する。	10点～20点																									
	ISO9001	ISO9000シリーズの認証取得の場合に加点する。	5点																									
【地域貢献や社会性を評価する評価項目】	社会貢献	①申請年度に市の除雪業務を請け負っている場合に5点加点する。 ②下記項目に当てはまる場合はさらに加点する。 イ)申請年度の前年度に除雪業務を請け負っている。(5点加点) ロ)2ヶ年継続し歩道の除雪業務を受託している。(5点加点) ハ)2ヶ年継続し3台以上の除雪大型車両の出動がある。(5点加点) ③公営住宅、学校、上下水道関係の夜間休日修繕等当番業務を申請の前年度、前々年度の2ヶ年継続して実施した場合に加点する。(公営住宅、学校、上水道、下水道で各5点加点)	①5点 ②5点～20点 ③5点～20点																									
	雇用対策	①障害者雇用 障害者の雇用の促進等に関する法律に定められた法定雇用障害者数を超過し障害者を雇用している場合に超過分1人につき5点加点する。 ②育児休業制度 育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律により義務付けられた範囲を超える育児休業制度を導入している場合に加点する。	①人数×5点 (但し、重度障害者の場合は1人の雇用につき2人として計算する。) ②5点																									
	ISO14001	ISO14001の認証取得の場合に加点する。	5点																									

発注者別評価点の評価項目		具体的内容	加減点(減点)状況
	その他	建設業退職金共済制度に加入の場合に加点する。	5点
発注者別評価点の合計 (各評価項目の最大値の合算値)			上限無し
総合点	総合点 (計算上の最大値)		上限無し
	(内訳)発注者別評価点		上限無し
	(内訳)客観点		1,925点
	総合点における発注者別評価点の割合		-
	総合点 (実績最大値)		2,017点
	(内訳)発注者別評価点		395点
	(内訳)客観点		1,622点
	総合点における発注者別評価点の割合		19.6%
総合点の算出方法		発注者別評価点と客観点を単純に加算している。	



## (事例3) C市

### a) 概要

工事成績評定について全体の平均点と個別工事ごとの成績の両方を活用してきめ細かく行っている。

### b) 発注者別評価点の評価項目・加点状況

発注者別評価点活用の対象業種		土木一式、建築一式。	
発注者別評価点の対象者		管内業者のみを対象としている。	
発注者別評価点の評価項目		具体的内容	加点(減点)状況
【工事の内容に関連がある評価項目】	工事成績	①工事成績評定点の平均点(過去3年度分)に応じて加点する。 ②1件ごとの工事成績評定点により算出した評価点(過去1年度分)を加点・減点する。	①-55点~100点 ②75点を超える工事1件ごとに(工事成績評定点-75)×2点を加点。 ・65点を下回る工事1件ごとに(65-工事成績評定点)×2点を減点。
	技術力	監理・主任技術者名簿に記載されている技術者の人数に応じて加点する。	人数×1点(20点を上限)(但し、工事成績評定点の平均が65点以下の場合には加点しない。)
	ISO9001	ISO9001の認証取得の場合に加点する。	5点
【地域貢献や社会性を評価する評価項目】	社会貢献	市内に本店を置いてからの営業年数に応じて加点する。	年数×1点(20点を上限)(但し、工事成績の平均点が65点以下の場合には加点しない。)
	不正行為	①繰り返し不正等を行ったと認められる場合減点する。 ②不正のあった案件について信憑性の高い情報提供者に加点する。	①20点減点 ②10点加点
	ISO14001	ISO14001の認証取得の場合に加点する。	5点
発注者別評価点の合計(各評価項目の最大値の合算値)		上限無し	
総合点	総合点(計算上の最大値)	上限無し	
	(内訳)発注者別評価点	上限無し	
	(内訳)客観点	1,925点	
	総合点における発注者別評価点の割合	-	
	総合点(実績最大値)	1,055点	
	(内訳)発注者別評価点	113点	
	(内訳)客観点	942点	
	総合点における発注者別評価点の割合	10.7%	
総合点の算出方法	発注者別評価点と客観点を単純に加算している。		

(事例4) D 町

a) 概要

小規模自治体が、土木一式工事を行う管内業者のみを対象として発注者別評価を行っている。

b) 発注者別評価点の評価項目・加点状況

発注者別評価点活用の対象業種		土木一式。			
発注者別評価点の対象者		管内業者のみを対象としている。			
発注者別評価点の評価項目		具体的内容		加点(減点)状況	
【工事の内容に関連がある評価項目】	工事成績	過去2年間に町から評価を受けた工事成績評定点の平均値に基づき次式で得られた点数を付与する。 点数=(工事成績評定点の平均値-60)×2+10点 (客観点×5%+10点が上限)		0点~90点	
	工事实績	過去2年間に町から直接請け負った公共工事の完成工事高の平均値に基づき次の点数を付与する。		2点~16点	
		平均完成工事高	点数	平均完成工事高	点数
		3000万円以上	16	1000万円以上 1500万円未満	8
		2500万円以上 3000万円未満	14	500万円以上 1000万円未満	6
		2000万円以上 2500万円未満	12	200万円以上 500万円未満	4
	1500万円以上 2000万円未満	10	200万円未満	2	
	技術力	1級技術者又は2級技術者の人数に応じて加点する。 ①1級技術者 ②2級技術者		①人数×5点 ②人数×2点 (上限30点)	
	表彰	前年度に表彰を受けた場合に加点する。		1件5点 (上限10点)	
	ISO9001	ISO9001の認証取得の場合に加点する。		5点	
【地域貢献や社会性を評価する評価項目】	社会貢献	①町または建設業団体主催のボランティア活動(清掃活動等)に参加した場合に加点する。 ・町主催 (2点加点) ・業界団体主催 (1点加点) ②職員が次のボランティア団体の構成員になっている場合に加入人数に応じて加点する。 ・消防団員加入 (1人当たり2点) ・交通安全指導員加入 (1人当たり2点)		①1回あたり 1点~2点  ②人数×2点  (①+②の上限10点)	

発注者別評価点の評価項目		具体的内容	加点(減点)状況
	不正行為	①町の指名停止1ヶ月につき5点減点する。 ②町工事における工事事故について減点する。 ・死亡事故 (−10点) ・負傷事故 (−5点)	①−(月数×5点) ②−5点〜−10点 (指名停止または死亡事故、負傷事故の減点の多い方を採用)
	雇用対策	障害者雇用一人につき5点加点する。	人数×5点 (上限無し)
	ISO14001	ISO14001の認証取得の場合に加点する。	5点
発注者別評価点の合計 (各評価項目の最大値の合算値)			上限無し
総合点	総合点 (計算上の最大値)		上限無し
	(内訳)発注者別評価点		上限無し
	(内訳)客観点		1,925点
	総合点における発注者別評価点の割合		—
	総合点 (実績最大値)		1,013点
	(内訳)発注者別評価点		106点
	(内訳)客観点		907点
	総合点における発注者別評価点の割合		10.5%
	総合点の算出方法	発注者別評価点と客観点を単純に加算している。	



(事例5) E市

a) 概要

小規模自治体が、都道府県が行った工事成績評定を活用して発注者別評価を行っている。

b) 発注者別評価点の評価項目・加点状況

発注者別評価点活用の対象業種		土木一式、建築一式、電気、管、舗装。																																													
発注者別評価点の対象者		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている。																																													
発注者別評価点の評価項目		具体的内容	加点(減点)状況																																												
【工事の内容に関連がある評価項目】	工事成績	<p>過去2年間に完成検査を行った県工事に係る成績評定の点数について、2年間における平均値に基づき次の点数を付与する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>成績評定平均点</th> <th>点数</th> <th>成績評定平均点</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>85点</td><td>+120</td><td>75点</td><td>+45</td></tr> <tr><td>84点</td><td>+110</td><td>74点</td><td>+40</td></tr> <tr><td>83点</td><td>+100</td><td>73点</td><td>+35</td></tr> <tr><td>82点</td><td>+90</td><td>72点</td><td>+30</td></tr> <tr><td>81点</td><td>+80</td><td>71点</td><td>+25</td></tr> <tr><td>80点</td><td>+70</td><td>70点</td><td>+20</td></tr> <tr><td>79点</td><td>+65</td><td>65~69点</td><td>0</td></tr> <tr><td>78点</td><td>+60</td><td>60~64点</td><td>-30</td></tr> <tr><td>77点</td><td>+55</td><td>59点以下</td><td>-60</td></tr> <tr><td>76点</td><td>+50</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	成績評定平均点	点数	成績評定平均点	点数	85点	+120	75点	+45	84点	+110	74点	+40	83点	+100	73点	+35	82点	+90	72点	+30	81点	+80	71点	+25	80点	+70	70点	+20	79点	+65	65~69点	0	78点	+60	60~64点	-30	77点	+55	59点以下	-60	76点	+50			-60点~120点
	成績評定平均点	点数	成績評定平均点	点数																																											
	85点	+120	75点	+45																																											
	84点	+110	74点	+40																																											
83点	+100	73点	+35																																												
82点	+90	72点	+30																																												
81点	+80	71点	+25																																												
80点	+70	70点	+20																																												
79点	+65	65~69点	0																																												
78点	+60	60~64点	-30																																												
77点	+55	59点以下	-60																																												
76点	+50																																														
工事実績	<p>経営事項審査結果における基準決算の完成工事高のうち、発注者から直接請け負った公共工事の完成工事高により次の点数を付与する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>完成工事高(千円)</th> <th>点数</th> <th>完成工事高(千円)</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>500,000以上</td><td>80</td><td>50,000~60,000未満</td><td>28</td></tr> <tr><td>400,000~500,000未満</td><td>72</td><td>40,000~50,000未満</td><td>24</td></tr> <tr><td>200,000~400,000未満</td><td>64</td><td>30,000~40,000未満</td><td>20</td></tr> <tr><td>150,000~200,000未満</td><td>56</td><td>20,000~30,000未満</td><td>16</td></tr> <tr><td>100,000~150,000未満</td><td>48</td><td>10,000~20,000未満</td><td>12</td></tr> <tr><td>90,000~100,000未満</td><td>44</td><td>5,000~10,000未満</td><td>8</td></tr> <tr><td>80,000~90,000未満</td><td>40</td><td>2,000~5,000未満</td><td>4</td></tr> <tr><td>70,000~80,000未満</td><td>36</td><td>2,000未満</td><td>0</td></tr> <tr><td>60,000~70,000未満</td><td>32</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	完成工事高(千円)	点数	完成工事高(千円)	点数	500,000以上	80	50,000~60,000未満	28	400,000~500,000未満	72	40,000~50,000未満	24	200,000~400,000未満	64	30,000~40,000未満	20	150,000~200,000未満	56	20,000~30,000未満	16	100,000~150,000未満	48	10,000~20,000未満	12	90,000~100,000未満	44	5,000~10,000未満	8	80,000~90,000未満	40	2,000~5,000未満	4	70,000~80,000未満	36	2,000未満	0	60,000~70,000未満	32			0点~80点					
完成工事高(千円)	点数	完成工事高(千円)	点数																																												
500,000以上	80	50,000~60,000未満	28																																												
400,000~500,000未満	72	40,000~50,000未満	24																																												
200,000~400,000未満	64	30,000~40,000未満	20																																												
150,000~200,000未満	56	20,000~30,000未満	16																																												
100,000~150,000未満	48	10,000~20,000未満	12																																												
90,000~100,000未満	44	5,000~10,000未満	8																																												
80,000~90,000未満	40	2,000~5,000未満	4																																												
70,000~80,000未満	36	2,000未満	0																																												
60,000~70,000未満	32																																														
技術力	過去1年間に契約後VE提案を採択された県工事がある場合、1件の工事につき20点加点する。	件数×20点(上限無し)																																													
ISO9001	ISO9001の認証取得の場合に加点する。	10点																																													

発注者別評価点の評価項目		具体的内容	加点(減点)状況
【地域貢献や社会性を評価する評価項目】	不正行為	①当該年度における指名停止措置の期間に応じて1月に付き10点を減点する。(1月に満たない場合は5点。) ②経営事項審査又は営業所調査等において、次の事項については是正指導を行った場合は、次の減点を行う。 イ)法令違反の是正指導 ・建設業法違反(一括下請負、虚偽申請、技術者専任制)(-15点) ・上記以外の建設業法違反(-10点) ・他の法令違反(-10点) ロ)その他の是正指導 ・県工事に係る下請報告義務違反(-5点) ③当該年度において、建設業法により監督処分を受けた場合は、次の減点を行う。 イ)指示処分(-30点) ロ)営業停止処分(-45点) ハ)一部業種に係る許可の取消処分(-60点)	①-5点~-10点  ②-5点~-15点  ③-30点~-60点  ※同一事由により指名停止・監督処分の場合、①~③のうち減点数の大きい点数を付与する。
	企業連携	同一業種の有資格者間で合併等を行い、入札参加資格の再認定の申請を行った場合、当該業種に対し、合併時経営事項審査等における総合評定値(客観点数)の10%に相当する点数を付与する。	客観点×10% (但し、最下位等級の格付業種を有するものとの合併の場合、当該業種には付与しない。 なお、営業譲渡及び吸収分割による入札参加資格の再認定については、営業を譲渡する者が譲受者に対し、建設業のすべてを譲渡するとともに、建設業を廃業する場合に限る。)
	雇用対策	①「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に係る雇用義務がある建設業者で、雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上である場合に10点加点する。 ②「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に係る雇用義務がない建設業者で、障害者を雇用している場合に20点加点する。	①10点  ②20点
	ISO14001	ISO14001の認証取得の場合に加点する。	10点
発注者別評価点の合計 (各評価項目の最大値の合算値)			上限無し
総合点	総合点(計算上の最大値)		上限無し
	(内訳)発注者別評価点		上限無し
	(内訳)客観点		1,925点
	総合点における発注者別評価点の割合		—
	総合点(実績最大値)		1,358点
	(内訳)発注者別評価点		110点
	(内訳)客観点		1,248点
	総合点における発注者別評価点の割合		8.1%
総合点の算出方法	発注者別評価点と客観点を単純に加算している。		

# 発注者別評価点の活用による資格審査書類のひな形

## 〇〇市建設工事入札参加資格審査要綱

**(目的)**

第1条 この要綱は、〇〇市が執行する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者の資格を審査（以下「資格審査」という。）するため必要な事項を定めるものとする。

**(参加資格)**

第2条 建設工事の競争入札に参加しようとする者に必要な資格は、次の各号のいずれにも該当するものでないこととする。

(1)	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可（以下「建設業許可」という。）を受けていない者。
(2)	法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者。
(3)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
(4)	国税及び〇〇県税、〇〇市税に未納がある者。
(5)	建設業許可に係る申請者、申請者の役員、法施行令第3条に規定する使用人及び法定代理人に加え、申請者が法人の場合、総株主の議決権の5%以上を有する株主又は出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者において、審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時点で、暴力団等との関わりが認められる者。
(6)	審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の申請業種において、平均完成工事高がない者。
(7)	経営状況が著しく不健全であると認められる者。
(8)	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てを行っている者で、これらの開始が決定されていない者。
(9)	入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。

**(審査項目)**

第3条 資格審査は、次に掲げる項目について実施するものとする。

- (1) 客観的事項

法第27条の23に規定する経営事項審査結果

(2) 発注者別評価項目

- ア 工事成績
- イ 工事实績
- ウ 技術職員数
- エ 建設業労働災害防止協会への加入
- オ ○○市優良建設工事表彰
- カ ISO9000シリーズの認証取得
- キ 災害発生時等の緊急対応への協力
- ク 本店所在地
- ケ 入札参加資格停止措置の有無
- コ 新分野進出
- サ 合併又は営業譲渡
- シ ISO14000シリーズの認証取得
- ス エコアクション21の認証取得

(審査基準日)

第4条 審査は、原則として当該年度の1月1日（以下「審査基準日」という。）を基準として行う。

(総合点数)

第5条 総合点数は、客観的事項について算定した点数（以下「客観点数」という。）に、発注者別評価項目について算定した点数（以下「発注者別評価点数」という。）を加えて算定するものとする。

(客観点数)

第6条 客観点数は、入札参加希望業種ごとの建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の29に規定する総合評定値とする。



(発注者別評価点数)

第7条 発注者別評価点数は、次の各項目により算定した点数の合計とする。

ア 工事成績	〇〇点																																								
<p>審査基準日の前年度において当該業者の施工した〇〇市発注の工事のうち競争参加資格の申請を行った工種について、〇〇市工事検査規則による完成検査の平均工事成績評定点（小数第一位を四捨五入したもの。）に応じて別表の通り加点・減点する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c6e0b4;">工事成績評点</th> <th style="background-color: #fce4d6;">加点・減点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>95点以上</td><td>〇〇点</td></tr> <tr><td>90点以上～95点未満</td><td>〇〇点</td></tr> <tr><td>85点以上～90点未満</td><td>〇〇点</td></tr> <tr><td>80点以上～85点未満</td><td>〇〇点</td></tr> <tr><td>75点以上～80点未満</td><td>〇〇点</td></tr> <tr><td>70点以上～75点未満</td><td>〇〇点</td></tr> <tr><td>65点以上～70点未満</td><td>〇〇点</td></tr> <tr><td>60点以上～65点未満</td><td>〇〇点</td></tr> <tr><td>60点未満</td><td>〇〇点</td></tr> </tbody> </table>		工事成績評点	加点・減点	95点以上	〇〇点	90点以上～95点未満	〇〇点	85点以上～90点未満	〇〇点	80点以上～85点未満	〇〇点	75点以上～80点未満	〇〇点	70点以上～75点未満	〇〇点	65点以上～70点未満	〇〇点	60点以上～65点未満	〇〇点	60点未満	〇〇点																				
工事成績評点	加点・減点																																								
95点以上	〇〇点																																								
90点以上～95点未満	〇〇点																																								
85点以上～90点未満	〇〇点																																								
80点以上～85点未満	〇〇点																																								
75点以上～80点未満	〇〇点																																								
70点以上～75点未満	〇〇点																																								
65点以上～70点未満	〇〇点																																								
60点以上～65点未満	〇〇点																																								
60点未満	〇〇点																																								
イ 工事实績	〇〇点																																								
<p>審査基準日の前年度において当該業者の施工した〇〇市発注の工事のうち競争参加資格の申請を行った工種について、その完成工事高に応じて別表の通り加点する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c6e0b4;">完成工事高（千円）</th> <th style="background-color: #fce4d6;">点数</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">完成工事高（千円）</th> <th style="background-color: #fce4d6;">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>500,000以上</td><td>〇〇</td><td>50,000～60,000未満</td><td>〇〇</td></tr> <tr><td>400,000～500,000未満</td><td>〇〇</td><td>40,000～50,000未満</td><td>〇〇</td></tr> <tr><td>200,000～400,000未満</td><td>〇〇</td><td>30,000～40,000未満</td><td>〇〇</td></tr> <tr><td>150,000～200,000未満</td><td>〇〇</td><td>20,000～30,000未満</td><td>〇〇</td></tr> <tr><td>100,000～150,000未満</td><td>〇〇</td><td>10,000～20,000未満</td><td>〇〇</td></tr> <tr><td>90,000～100,000未満</td><td>〇〇</td><td>5,000～10,000未満</td><td>〇〇</td></tr> <tr><td>80,000～90,000未満</td><td>〇〇</td><td>2,000～5,000未満</td><td>〇〇</td></tr> <tr><td>70,000～80,000未満</td><td>〇〇</td><td>2,000未満</td><td>〇〇</td></tr> <tr><td>60,000～70,000未満</td><td>〇〇</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		完成工事高（千円）	点数	完成工事高（千円）	点数	500,000以上	〇〇	50,000～60,000未満	〇〇	400,000～500,000未満	〇〇	40,000～50,000未満	〇〇	200,000～400,000未満	〇〇	30,000～40,000未満	〇〇	150,000～200,000未満	〇〇	20,000～30,000未満	〇〇	100,000～150,000未満	〇〇	10,000～20,000未満	〇〇	90,000～100,000未満	〇〇	5,000～10,000未満	〇〇	80,000～90,000未満	〇〇	2,000～5,000未満	〇〇	70,000～80,000未満	〇〇	2,000未満	〇〇	60,000～70,000未満	〇〇		
完成工事高（千円）	点数	完成工事高（千円）	点数																																						
500,000以上	〇〇	50,000～60,000未満	〇〇																																						
400,000～500,000未満	〇〇	40,000～50,000未満	〇〇																																						
200,000～400,000未満	〇〇	30,000～40,000未満	〇〇																																						
150,000～200,000未満	〇〇	20,000～30,000未満	〇〇																																						
100,000～150,000未満	〇〇	10,000～20,000未満	〇〇																																						
90,000～100,000未満	〇〇	5,000～10,000未満	〇〇																																						
80,000～90,000未満	〇〇	2,000～5,000未満	〇〇																																						
70,000～80,000未満	〇〇	2,000未満	〇〇																																						
60,000～70,000未満	〇〇																																								

ウ 技術職員数	〇〇点
審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書における、申請業種に係る技術職員数に基づいて、次の算式により算出した点数を業種ごとに加点する。	
1 級技術職員数×〇点+ 2 級技術職員数× 〇点+その他技術職員数×〇点	
エ 建設業労働災害防止協会への加入	〇〇点
審査基準日において建設業労働災害防止協会に加入している者に対し、〇点を加点する。	
オ 〇〇市優良建設工事表彰	〇〇点
審査基準日の属する年度及びその前年度に〇〇市優良建設工事表彰を受賞した者に、競争参加資格申請を行った工種について、1 件につき〇点を加点する。	
カ ISO9000シリーズの認証取得	〇〇点
審査基準日においてISO9000シリーズの認証を取得している者に対し、〇点を加点する。	
キ 災害発生時等の緊急対応への協力	〇〇点
審査基準日の前日までの2年間に、〇〇市と災害時における応急対策活動に関する協力協定を締結している者に対し〇点を加点する。	
ク 本店所在地	〇〇点
競争参加資格申請業者の本店所在地が〇〇市である場合において、〇点を加点する。	
ケ 入札参加資格停止措置の有無	▲〇〇点
審査基準日の直前2年間に、〇〇市より入札参加資格停止措置を受けた場合、指名停止1ヶ月につき〇点を減点する。	
コ 新分野進出	〇〇点
審査基準日の直前4年間に建設業以外の分野の事業に進出し、新分野進出に伴い500万円以上の支出を行っている場合に〇点を加点する。	

サ 合併又は営業譲渡	〇〇点
<p>審査基準日前3年以内に建設業法第3条第1項の規定による許可（以下「建設業許可」という。）を受けている他の者と合併し、又は建設業許可を受けている他の者から営業譲渡を受けた場合において、次のとおり、合併からの期間に応じて加点する。</p> <p>ア 合併後3年以下の場合 〇点を加点。</p> <p>イ 合併後3年を超え5年以下の場合 〇点を加点。</p>	
シ ISO14000シリーズの認証取得	〇〇点
<p>審査基準日においてISO14000シリーズの認証を取得している者に〇点を加点する。</p> <p>ただし、エコアクション21との重複加算は行わない。</p>	
ス エコアクション21の認証取得	〇〇点
<p>審査基準日においてエコアクション21の認証を取得している者に〇点を加点する。</p> <p>ただし、ISO14000シリーズとの重複加算は行わない。</p>	

### （資格審査の実施）

第8条 資格審査は、2年に1回実施する（以下「定期審査」という。）とともに、定期審査実施の各翌年度に追加の申請に係る審査（以下「追加審査」という。）を実施するものとする。

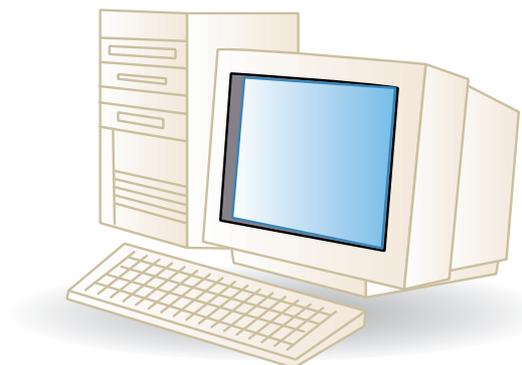
### （資格審査申請の方法）

第9条 建設工事の競争入札に参加しようとする者は、申請書（様式は別に定める。）に必要な書類を添付し〇〇市長に提出しなければならない。

2 申請書等の提出時期及び提出方法については、別途告示することとする。

### （資格認定）

第10条 市長は、〇〇市建設工事等入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）の意見を徴し、申請者の資格の認定を行い、通知する。



**(認定期間)**

第11条 資格認定の有効期間については、当該年度の資格認定の日から翌々年度の資格認定の日の前日までとする。

2 追加審査による資格認定の有効期間については、追加の資格認定の日から翌年度の資格認定の日の前日までとする。

**(認定の取消し)**

第12条 市長は、資格認定された者が参加資格を欠くこととなった場合は、速やかに審査会の意見を徴し、その資格認定を取り消すことができる。ただし、(参加資格)の(8)に該当するに至った者については、この限りではない。

**(資格の再審査)**

第13条 資格認定された者が審査基準日以降に次の各項目に該当するに至った場合は、事実発生後30日以内に資格の再審査を申請することができる。

ただし、(7)についてはこの限りではない。

(1)	第3条(2)オに係る基準を満たしたとき。
(2)	第3条(2)カに係る基準を満たしたとき。
(3)	第3条(2)コに係る基準を満たしたとき。
(4)	第3条(2)サに係る基準を満たしたとき。
(5)	第3条(2)シに係る基準を満たしたとき。
(6)	第3条(2)スに係る基準を満たしたとき。
(7)	会社更生法第30条の規定に基づき更生手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てを行っている者で、これらの開始が決定されたとき。

2 資格認定された者が審査基準日以降に次の各項目に該当するに至った場合は、事実発生後30日以内に再審査を申請しなければならない。

(1)	第3条(2)カに係る総合点数算定取扱い基準に定める基準を満たさなくなったとき。
(2)	第3条(2)シに係る総合点数算定取扱い基準に定める基準を満たさなくなったとき。
(3)	第3条(2)スに係る総合点数算定取扱い基準に定める基準を満たさなくなったとき。

### (資格の承継)

第14条 資格認定された者で営業の同一性を失うことなく組織変更を行った者又は資格認定された者から営業譲渡を受けた者等は、その資格を承継できるものとする。

### (変更等の届出)

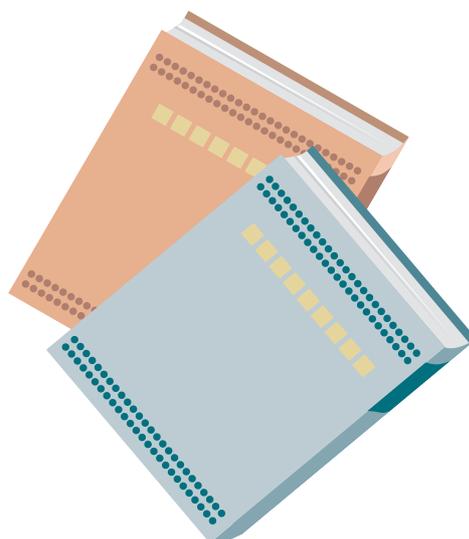
第15条 資格認定された者は、申請書の内容(資格の再審査に係る事項を除く)に変更があったときは、法第11条に係る変更届等の提出をもってこれに代えることができる。

### (格付)

第16条 資格認定された者に対する格付については、別表のとおりとする。

### (認定資格の公表)

第17条 入札参加資格審査制度の透明性の一層の向上を図るため、資格認定結果の内容を〇〇市ホームページを通じて公表するものとする。



別表

格付基準

等級 工事種別	A	B	C	D
土木一式工事	○点以上	○点以上	○点以上	○点未満
ほ装工事	○点以上	○点以上	○点以上	○点未満
建築一式工事	○点以上	○点以上	○点以上	○点未満
電気工事	○点以上	○点以上	○点以上	○点未満
管工事	○点以上	○点以上	○点以上	○点未満
塗装工事	○点以上	○点以上	○点以上	○点未満
造園工事	○点以上	○点以上	○点以上	○点未満



※発注者別評価点数等一覧表に添付する様式と書類

## 1 税の未納の有無

以下の書類を添付して下さい。

### ①国税

所轄税務署が発行する納税証明書（法人の場合、様式その3の3（法人税と消費税及び地方消費税について未納税額がない証明）個人事業主の場合、様式その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税について未納税額のない証明））。

### ②都道府県税

都道府県税事務所が発行する都道府県税の納税証明書。

### ③市区町村民税

市区町村が発行する法人市民税、固定資産税等の納税証明書。

## 2 市工事の有無

工事成績評点一覧表（様式1）と〇〇市発注工事経歴書（様式2）を添付して下さい。

## 3 技術職員数

技術者雇用状況報告書（様式3）を添付して下さい。

## 4 建設業労働災害防止協会への加入

建設業労働災害防止協会加入証明書の写しを添付して下さい。

## 5 〇〇市優良建設工事表彰の有無

〇〇市優良建設工事表彰の表彰状を添付して下さい。

## 6 ISO9000 シリーズの認証取得の有無

財団法人日本適合性認定協会（J A B）又は J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行する登録証及び付属書（日本語版）の写しを添付して下さい。

## 7 災害発生時の緊急対応への協力

〇〇協会が発行する防災活動従事証明書（様式4）を添付して下さい。

## 8 本店所在地

商業登記簿謄本または登記事項証明書を添付して下さい。

## 9 新分野進出の有無

新分野進出に関する事業概要書（様式5）を添付して下さい。併せて、①株主総会又は取締役会の議事録の写し、②新分野に進出したことが客観的に判断できる資料（新聞、広報誌、写真等）、

③500万円以上を支出したことを証明する書類の写し（固定資産台帳、領収書・振込通知書、契約書等）を添付して下さい。

## 10 合併等の有無

合併等に関する申告書（様式6）を添付して下さい。併せて、契約書等建設業法の許可を受けている者と合併し又は建設業法の許可を受けている者から営業譲渡を受けたことを証明する書面の写しを添付して下さい。

## 11 ISO14000 シリーズの認証取得の有無

財団法人日本適合性認定協会（J A B）又は J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行する登録証及び付属書（日本語版）の写しを添付して下さい。

## 12 エコアクション21の認証取得の有無

エコアクション21の認証取得を証明する認証・登録証等の写しを添付して下さい。





- 1 税の未納の有無
- 1-1 国税の未納の有無  
 (未納がある場合は「1」、完納している場合は「0」)
  - 1-2 〇〇県税の未納の有無  
 (未納がある場合は「1」、完納している場合は「0」)
  - 1-3 〇〇市税の未納の有無  
 (未納がある場合は「1」、完納している場合は「0」)
- 2 市工場の有無  
 (〇〇市が発注した工場のうち、〇年〇月〇日～〇年〇月〇日の期間に竣工検査を受けた工場がある場合は「1」、ない場合は「0」)
- 3 技術職員数  
 合計請負金額  (千円) (別添様式添付)  
 1級技術職員数  人    2級技術職員数  人    その他技術職員数  人  
 (審査対象となる経営事項審査に係る総合評定通知書の人数を記入すること) (別添様式添付)
- 4 建設業労働災害防止協会への加入  
 (建設業労働災害防止協会に加入している場合は「1」、加入していない場合は「0」)
- 5 〇〇市優良建設工事表彰の有無  
 (平成〇年度及び平成〇年度に〇〇市優良建設工事表彰を受賞した場合は「1」、していない場合は「0」)  
 (受賞した工事の業種名を記入し、複数ある場合は複数記入して下さい。)    合計  件
- 6 ISO9000シリーズの認証取得の有無  
 (ISO9000シリーズの認証を取得している場合は「1」、取得していない場合は「0」)
- 7 災害発生時等の緊急対応への協力の有無  
 (〇〇市と災害時における応急対策活動に関する協力協定を締結している場合は「1」、それ以外の場合は「0」)
- 8 本店所在地  
 (本店所在地が〇〇市である場合は「1」、それ以外の場合は「0」)
- 9 入札参加資格停止措置の有無  
 (〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までに指名停止等入札参加資格停止措置を受けている場合は「1」、受けていない場合は「0」)     日間 (資格停止等を受けた期間)

〔発注者別評価点数等一覧表〕

商号又は名称

- |    |                      |   |
|----|----------------------|---|
| 10 | 新分野進出の有無             | <input type="checkbox"/> (○年○月○日以降建設業以外の分野の事業に進出し500万円以上の支出を行っている場合は「1」、それ以外の場合は「0」) (別添様式添付) |
| 11 | 合併等の有無               | <input type="checkbox"/> (○年○月○日～○年○月○日の間に、合併等を行っている場合は「1」、行っていない場合は「0」) (別添様式添付)             |
| 12 | ISO14000シリーズの認証取得の有無 | <input type="checkbox"/> (ISO14000シリーズの認証を取得している場合は「1」、取得していない場合は「0」)                         |
| 13 | エコアクション21の認証取得の有無    | <input type="checkbox"/> (エコアクション21の認証を取得している場合は「1」、取得していない場合は「0」)                            |

※ 12のISO14000シリーズが「1」の場合は×を記入。

## 【様式1】

## 工事成績評点一覧表

〇〇市発注工事について、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間に竣工検査を受け、工事成績評点の通知を受けたものについて工事業種ごとに作成し記載して下さい。なお、下表に書ききれない場合は別紙を作成して下さい。

業種	工事						
No.	工事名称	契約担当部局	竣工年月日			成績評点	備考
1			年	月	日	点	
2			年	月	日	点	
3			年	月	日	点	
4			年	月	日	点	
5			年	月	日	点	
工事成績評点の平均（小数点以下切り捨て）						点	

## 【様式2】

### 〇〇市発注工事経歴書

(工種) \_\_\_\_\_

工事名	工事概要	請負代金の額 (千円)	着手年月	完成年月
			平成 . . . .	平成 . . . .
			平成 . . . .	平成 . . . .
			平成 . . . .	平成 . . . .
			平成 . . . .	平成 . . . .
			平成 . . . .	平成 . . . .
			平成 . . . .	平成 . . . .
			平成 . . . .	平成 . . . .
			平成 . . . .	平成 . . . .
			平成 . . . .	平成 . . . .

記載要領 1 この表は、工種ごとに作成してください。

合計請負金額

(千円)

2 この表は、直前〇年間の〇〇市発注工事を元請として受注した完成工事について記載すること。



【様式4】

## 防災活動従事証明書

所在地

商号又は名称

代表者役職氏名

印

許可番号

大臣・知事コード

--	--

第

許可番号

--	--	--	--	--	--

号

上記の者は平成〇年〇月〇日付けで〇〇市長との間で締結した大規模災害時における  
応急対策業務に関する〇〇災害協定に基づいて、平成21年1月1日(審査基準日)現在、  
災害応急活動等に従事する者であることを証明する。

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇協会(団体名)

会 長    〇〇〇〇証印

【様式 5】

新分野進出に関する事業概要書

平成 年 月 日

殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成21・22年度の〇〇市が発注する建設工事の競争入札参加資格審査の申請に当たり、下記のとおり建設業以外の新分野に進出したことを申告します。

なお、この事業概要書の内容については、すべて事実と相違ないことを誓約します。

記

新分野の事業内容		
新法人設立の場合	法人の名称	
	法人設立の形態	
	法人の代表者	
新分野に進出した年月日		年 月 日
支出の金額	その内訳 ↓	円
支出時期	使 途	支出金額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

注) この事業概要書には、株主総会又は取締役会の議事録の写し、新分野に進出したことが客観的に判断できる資料（新聞、広報誌、写真等）、500万円以上を支出したことを証明する書類の写し（固定資産台帳、領収書、振込通知書、契約書等）を添付してください。

【様式 6】

合併等に関する申告書	
平成    年    月    日	
殿	
所    在    地	
許    可    番    号	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
印	
<p>平成 21・22 年度の〇〇市が発注する建設工事の競争入札参加資格審査の申請に当たり、下記のとおり合併等の状況を申告します。</p> <p>なお、この申告書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。</p>	
記	
合併等が行われた日	年                  月                  日
存続会社名	
合併等の前に有していた許可業種	
消滅会社名	
許可番号	
合併等の前に有していた許可業種	
<p>注) この申請書には、合併等にかかる契約書等を添付してください。</p>	



【問い合わせ先】

国土交通省 総合政策局 建設業課 入札制度企画指導室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 TEL. 03-5253-8111 FAX. 03-5253-1553